

令和2年度

隨時監査報告書

八代市監査委員

八 市 監 第 1 9 2 号
令和 2 年 1 2 月 1 5 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長 中 村 和 美 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通
八代市監査委員 上 原 治
八代市監査委員 古 嶋 津 義

随時監査の結果報告について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

目 次

第1	監査の基準	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の実施内容	1
第6	監査の実施場所及び日程	1
第7	監査の結果	2
第8	意 見	11

第1 監査の基準

本監査は、八代市監査基準（令和2年3月17日 監査委員告示第1号）に準拠するものである。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査

第3 監査の対象

本市において、福祉事務所に勤務していた現業員（ケースワーカー）である生活援護課職員（以下「当該職員」という。）が、事務処理の懈怠を端緒として、担当していた被生活保護世帯（以下「被保護世帯」という。）からの生活保護法第63条に基づく返還金（以下「第63条返還金」という。）及び生活保護費過誤払返納金（以下「返納金」という。）を4回にわたり総額693,494円着服し、17回にわたり総額644,725円の生活保護費を私費から支給し、これらの事実を隠蔽するため文書の偽造、虚偽文書の作成及び文書の毀棄等を長期間にわたり行うという事案が発生し、当該職員の懲戒免職の処分が行われた。

そのため、当該職員が生活援護課に配属された平成29年4月から現在までの、生活保護費支給に係る事務、第63条返還金及び返納金請求に係る事務並びに現金取扱事務について監査の対象とした。

第4 監査の着眼点

今回の事案を引き起こした要因、事務処理の状況等の調査を行い、今後、公金等の取扱いについて、二度とこのような事案が起きないように内部統制機能を確保し、適正な管理体制の構築に資することを主眼として実施した。

第5 監査の実施内容

公金着服事案等が発生した要因及び事務取扱状況について、生活援護課から提出された関係書類、帳簿等を審査・照合し、必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

第6 監査の実施場所及び日程

令和2年6月24日から令和2年8月3日まで、監査委員事務局において監査を実施した。

第7 監査の結果

生活援護課における公金着服事案等について、監査の結果は下記のとおりである。要因を把握し、必要な措置を行い、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を報告いただきたい。

(1) 発覚の経緯

令和2年1月10日、当該職員が担当していた被保護世帯の家賃過払金(令和元年9月分・10月分)62,000円の返納について、納期限を過ぎても不動産業者から納入がなかったため、給付担当職員が直接、不動産業者に確認したところ、既に令和元年10月に当該職員に現金で返納されていたことが判明したことにより、今回の一連の不適正な事務処理が発覚した。

(2) 生活保護費返還金の着服の状況

No	着服年月日	着服額	内 容
①	平成31年2月15日	271,474円	厚生年金基金一時金
②	平成31年4月12日	110,020円	交通事故損害賠償金
③	令和元年7月5日	250,000円	短縮年金遡及分
④	令和元年10月16日	62,000円	住宅費過払金
合 計		693,494円	

① 平成30年9月20日、当該職員は、自己が担当する被保護世帯のA氏から厚生年金基金解散に伴う一時金を受領した旨の申告を受け、第63条返還金として決定する前の平成31年2月15日、A氏と金融機関に同行し、A氏が引き出した現金(一時金)271,474円を受領した。受領の際には、公印を無断で使用し、偽造した預り証をA氏に渡した。

この預かった現金を、市の口座に入金せず自宅において保管し着服した。

その後、金融機関領収印に見せかけるために受付印を押し偽造した領収書を、平成31年4月12日にA氏に渡し、預り証を回収した。

また、この一連の不正行為を隠蔽するために、虚偽の保護記録を繰り返し作成した。

さらに、不正行為隠蔽のため、第63条返還金未納に係る督促状及び催告書を毀棄した。

② 平成30年5月10日、当該職員は、被保護世帯のA氏からの申告によりA氏が交通事故に遭遇したことを知り、その後、A氏に対して損害保険会社から交通事故損害賠償金が支払われたことを知りながら、その事実を査察指導員に報告せず隠蔽し、第63条返還金としての事務処理を懈怠した。

平成31年4月12日、当該職員はA氏が金融機関で引き出した現金（交通事故損害賠償金）110,020円をA氏宅で受領した。受領の際には、公印を無断で使用し、偽造した預り証を渡した。

この預かった現金を、自宅において保管し着服した。

③ 令和元年7月5日、当該職員は被保護世帯のB氏と金融機関に同行し、B氏が引き出した現金（老齢基礎厚生年金遡及分）32万円のうち、25万円を受領した。受領の際には、公印を無断で使用して偽造した預り証を渡した。

この預かった現金を、第63条返還金として市の口座へ入金せず、自宅において保管し着服した。

また、一連の不適正な行為を隠蔽するために虚偽の保護記録作成や報告を繰り返した。

さらに、返還金未納に係る督促状及び催告書を毀棄した。

④ 当該職員が担当する被保護世帯のC氏は、病気により以前から入退院を繰り返していたが、平成30年12月16日に居住するアパート前で転倒、骨折し入院した。その後、退院の目途が立たないことから、令和元年8月31日をもって居住していたアパートの賃貸借契約を解約していた。

C氏の入院に伴い市からアパート管理会社に支払っていた令和元年9月分・10月分の家賃（住宅費）62,000円の過払いが生じたため、当該職員は、令和元年10月16日に家賃の代理納付先であるアパート管理会社に赴いて現金62,000円を受領し、公印を無断で使用し偽造した預り証を渡した。

この預かった現金を、市の口座に入金せず、自宅において保管し着服した。

(3) 不適正な生活保護費の支給状況

私費からの支給額 644,725円

対象生活保護世帯 10世帯

No	支給年月	支給額	内 容
①	平成30年6月	56,808円	<ul style="list-style-type: none"> D氏に「住宅改修費」を私費から支給 被保護世帯のD氏から平成29年8月29日に申請があった住宅改修費に係る一時扶助の事務処理において、D氏宅の住宅改修を行った後に業者から住宅改修費の請求書が届いたが、当該職員は住宅改修費支給の事務処理を懈怠し、業者に支払日を指定し平成30年6月18日に金融機関のATMから振込名義人を「セイカツエンゴカ」と入力して、56,808円を私費から送金した。 また、業者から提出された請求書は毀棄していた。
②	平成30年6月	14,540円	<ul style="list-style-type: none"> E氏に「移送費」を私費及び着服した返還金から支給 平成30年6月、被保護世帯のE氏から、県外の病院に入院中のE氏の息子に面会するため、その交通費に係る移送費の一時扶助申請があったが、当該職員はその事実を査察指導員に報告せず、保護記録にも記載せず、移送費支給の事務処理を懈怠した。 その後、E氏が息子に面会した際の交通費を支払った後、その領収書を当該職員に提出した平成30年6月に、私費からE氏に移送費相当分の14,540円を支給した。 また、当該職員は、平成30年12月、平成31年2月、令和元年6月、同年10月も同様に私費からそれぞれ14,540円を支給した。 さらに、E氏から提出された領収書はすべて毀棄していた。 なお、平成30年8月の14,540円、平成30年10月の14,540円、平成31年4月の14,620円及び令和元年8月の14,700円の移送費については、正式な手続を経て支給した。
③	平成30年12月	14,540円	
④	平成31年2月	14,540円	
⑤	令和元年6月	14,540円	
⑥	令和元年10月	14,540円	
⑦	平成30年11月	19,500円	
⑧	平成30年12月	30,000円	<ul style="list-style-type: none"> G氏に「生活費」を私費から貸付け 平成30年12月、被保護世帯のG氏宅に、G氏の二男が転入し、二男が保護の申請を行った際、保護の決定までにしばらく時間を要すると当該職員が説明したところ、保護開始まで生活費が足りないと申し出があったため、保護開始時に返済してもらう旨の約束をして、二男に30,000円を貸付けた。
⑨	平成31年1月	53,225円	<ul style="list-style-type: none"> E氏に「住宅費」を私費及び着服した返還金から支給 被保護世帯のE氏が居住していた貸家の老朽化に伴い転居が必要となり、平成30年11月14日、転居

No	支給年月	支給額	内 容
⑩	平成 31 年 3 月	66,000 円	<p>に伴う敷金 33,000 円に係る住宅費の一時扶助申請書がE氏から提出されたが、当該職員は、敷金に係る住宅費の支給事務を懈怠した。</p> <p>その後、平成 30 年 12 月 13 日にE氏は転居したが、当該職員は敷金及び転居後の家賃に係る住宅費支給の事務処理を懈怠し、平成 31 年 1 月に、平成 30 年 12 月分の転居後の家賃日割り分 20,225 円及び 1 月分の家賃 33,000 円合計 53,225 円を私費から家主に支給した。</p> <p>また、平成 31 年 3 月に、2 月分・3 月分の家賃 66,000 円を私費から家主に支給した。</p> <p>これら一連の不適正な事務処理を隠蔽するため、E氏が平成 30 年 12 月には転居していたにもかかわらず、「3 月中に荷物の移動を終わらせて 4 月から新住居での居住開始になるとのこと。現住居の大家へは 3 月末で退去すると伝えてあるとのこと」等、保護記録に虚偽の記載を繰り返した。</p> <p>さらに、平成 31 年 3 月に、転居に伴う敷金（家賃 1 か月分）33,000 円を着服した返還金から家主に支給した。平成 31 年 4 月に正式な手続を経て被保護者 E 氏に敷金 33,000 円を振込み、後日、E 氏から同額を現金で回収した。</p> <p>これに伴い、転居前の家賃に係る住宅費が E 氏本人には市から支給されていた。</p>
⑪		33,000 円	
⑫	平成 31 年 4 月	7,500 円	<p>・ H 氏に「家財保険料・契約更新料」を着服した返還金から支給</p> <p>平成 31 年 3 月、被保護世帯の H 氏が来所し、H 氏が居住する賃貸住宅の総合保険（火災保険）更新書類を提出し、当該職員が受領したものの、一時扶助支給の事務処理を懈怠した。平成 31 年 4 月に H 氏から当該職員に対して保険料の支払はまだかと問い合わせがあり、7,500 円を着服した返還金から支給した。</p>
⑬	令和元年 7 月	180,300 円	<p>・ I 氏に「葬祭扶助」を着服した返還金から支給</p> <p>被保護世帯の I 氏は平成 31 年 2 月 8 日に死亡。I 氏が亡くなる前、扶養義務者からの葬儀代に関する問い合わせに対して当該職員が説明を行った際に、扶養義務者が葬祭扶助を申請する場合、扶養義務者自身が生活保護の申請義務があることや、扶養義務者に資力がない（生活保護を適用する困窮状態と認められる場合に限る）場合に葬祭扶助が支給される仕組みであること、このケースでは葬祭扶助の対象とならない可能性が高いことを説明した。</p> <p>その後、I 氏が死亡し葬儀が終わった後に、葬祭業者からの葬儀代の請求書が届いたことで当該職員は I 氏の死亡を知り、扶養義務者に連絡したところ、扶養義務者は当該職員の説明により葬祭扶助が支給されると誤認したと主張し、当該職員も葬祭扶助の制度について十分説明したか自信が持てず、上司に相談することなく、180,300 円を着服した返還金から令和元年 7 月 5 日に葬祭業者に支給した。</p> <p>また、着服した返還金からの不適正な支給を隠蔽するために、扶養義務者が葬儀代を支払ったとの虚偽の</p>

No	支給年月	支給額	内 容
			保護記録を作成した。 なお、この葬儀代の支払いに困っていたため、返還金を支払いに充てることを考えるようになったと当該職員は供述している。
⑭	令和元年 10 月	90,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ J 氏に「住宅費」を着服した返還金から支給 被保護世帯の J 氏は、従前居住していたアパートから令和元年 5 月に有料老人ホームに入所したが、入所に必要となる敷金に係る一時扶助の事務処理を懈怠し、令和元年 10 月 16 日に金融機関の ATM にて振込名義人を「セイカツエンゴカ」と入力して老人ホームの指定口座に、着服した返還金から 90,000 円を送金した。 また、着服した返還金からの不適正な支給を隠蔽するために、J 氏がアパートに居住している旨の虚偽の保護記録を作成した。
⑮	令和元年 10 月	5,092 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ K 氏に「冷蔵庫のリサイクル料」を着服した返還金から支給 被保護世帯の K 氏が、市外の有料老人ホームへ入居することとなり、K 氏が従前居住していた借家の家財処分について、家主と協議を行い、家主が処分することであったが、後日、家主から冷蔵庫のリサイクル料金の領収書が当該職員に渡されたため、家主の指定口座に振込名義人を「セイカツエンゴカ」と入力して、5,092 円を着服した返還金から送金した。
⑯	令和元年 11 月	24,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ L 氏に「住宅費」を着服した返還金から支給 被保護世帯の L 氏の転居に伴い、前住居の家主への家賃送金停止が間に合わなかったため、家主から L 氏へ返還してもらい、それを新住居の家賃に充てるよう方針を決定したが、家主の L 氏への返還が遅れたため、L 氏は新住居家賃の支払いに困窮し、当該職員に相談した。 その際、当該職員は L 氏に対し、着服した返還金から家賃返還分 24,000 円を支給した。 後日、前住居の家主から現金を受領し、L 氏に支給した分に補填した。 これらの不正行為を隠蔽するため、「大家が被保護者の家族に直接支払った。」との虚偽の保護記録を作成した。
⑰	令和 2 年 1 月	6,600 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ M 氏に「エアコン取り外し代」を着服した返還金から支給 被保護世帯の M 氏の転居に際し、転居に係る費用については扶養義務者が支払うということになっていたが、エアコンの取り外し費用について業者から請求書が届けられたため、令和 2 年 1 月 31 日に扶養義務者に連絡することなく、着服した返還金から 6,600 円を業者に支払った。
合 計		644,725 円	

《用語説明》

住宅改修費	持ち家の修理費
移送費	生活保護法で認められた要件を満たす場合に支給する交通費
家財保険料・契約更新料	借家の賃貸借契約により支払うことが義務付けられたものに限る。
住宅費	借家及び住宅型有料老人ホームの敷金及び家賃
葬祭扶助	被保護者が死亡した場合、通常は扶養義務者が葬祭を行うが、扶養義務者が生活保護受給者の場合や葬祭を行う扶養義務者がいない場合に支給する。
生活費	食費や光熱水費及び被服費などの一般生活費を生活扶助費として、毎月の定例日に支給するものであるが、保護の開始時及び病院・施設を退院・退所した際には随時に支払うことがある。 なお、上記（３）No. ⑧で当該職員が私費で支払った生活費は、被保護者から生活費に困窮するため貸してほしいと懇願されての貸金であるため、生活保護法で支払うべき扶助費ではない。

（４） その他の不適正な事務処理の状況

上記（２）（３）以外にも、数件の保護記録の偽造が散見され、さらに、当該職員が机の中に放置していた資料を調査したところ、被保護世帯から申告がありながら事務処理を懈怠していた、第６３条返還金の未処理及び収入認定の未処理が数件確認された。これら未処理の事務については、後任の現業員が既に処理済みまたは処理手続中となっている。

（５） 当該職員の配属期間中の事務処理について

当該職員が、生活援護課に配属された平成２９年４月からの、生活保護費支給に係る事務、返還金等に係る事務、並びに現金取扱事務については、全てのケース記録の確認、被保護者への聴取、郵送での催告書の通知などで確認を行い、当該事務以外に不適正な事務処理は認められなかった。

【指摘事項】

(1) 第63条返還金及び返納金の着服について

当該職員による第63条返還金及び返納金着服の要因は、次の①から④によるものと考えられる。

① 現金の取扱いについて

熊本県の生活保護業務指導監査において、「返還金及び徴収金の徴収事務を行う際に、ケースワーカーが現金を取り扱わないこと、決定前の返還金、徴収金相当額の預かりを行わないこと、現金管理及び相互牽制を適切に行うこと」等について指導が行われていた。

しかし、生活援護課においては、原則として現金を取り扱わないとしながらも、やむを得ず現金を預かっている場合があり、現金を扱う場合は生活援護課長の許可を得ること、また、預り証を発行する場合は課長と相手方の私印を押印し、必ず複数の職員で処理すること、預かった現金は会計課の金庫に保管することが定められていたが、これらのことについてマニュアル等の整備はされておらず、現金取扱の周知徹底が不十分であった。

これらの要因を踏まえ、真にやむを得ない場合以外は現金を取り扱わないこと、やむを得ず現金を扱う場合の公金取扱マニュアルを整備し周知徹底する等の事務の見直しを行っていただきたい。

② 出納員、現金取扱員について

上記①のように、例外的に現金を取扱うことを想定していながら、八代市会計規則に基づく出納員及び現金取扱員として会計管理者から事務の一部委任を受けずに返還金等の受領など現金を取り扱う出納業務を行っており、公金取扱のルール的重要性の認識が欠如していた。

今後も現金を取り扱うのであれば、会計管理者から出納員及び現金取扱員へ事務の一部委任を受け、適正な公金取扱を行っていただきたい。

③ 公印の保管等について

偽造された預り証に使用された公印（福祉事務所長印）は、施錠されていない印鑑箱に保管されていた。

また、公印使用簿も整備されておらず、八代市公印規程に定める公印使用の際の管理者による審査照合も行われておらず、決裁終了後は生活援護課の職員が自由に押

印することができた。

公印については、施錠できる場所に保管し、管守者による審査照合の上押印する等、八代市公印規程に基づく適正な取扱いを行っていただきたい。

④ 事務分離の厳格化について

平成21年厚生労働省通知*においては、経理事務に係る不正事案を未然防止する観点から、保護担当と経理担当の事務の分離を徹底するよう指導されている。

本市においては、保護担当と給付担当の係が組織としては分離されているものの、返還金、徴収金及び過誤払返納金の賦課徴収事務を行う給付担当職員が、本来は未納となったこれらの債権について、督促・催告事務を行うべきであるが、被保護者とのトラブル低減につながり収納も期待できるとの理由から、督促状等を郵送せずに、面談等の業務を通じて被保護者と信頼関係が構築されているケースワーカーから被保護者に請求させていた。

このため、被保護世帯が既に返還金等を支払っており、ケースワーカーである当該職員が直接返還金等を受領し着服していることに気付くのが遅れた。

これらの要因を踏まえ、ケースワーカーによる不正事案発生防止のため、保護担当と給付担当の事務分離を厳格に行うなど事務の見直しを行っていただきたい。

併せて、現在は年2回催告書が送付されているが、不正事案の抑止や早期発見の観点から、催告書送付の頻度についても見直しを行っていただきたい。

(2) 事務懈怠、公文書偽造等について

当該職員による第63条返還金及び返納金の着服、生活保護費不適正支給、第63条返還金未処理及びそれらを隠蔽するための公文書偽造等が行われた要因は、次の①及び②によるものと考えられる。

① 当該職員のコンプライアンス意識の欠如

今回の着服や不適正支給等の最も大きな要因は、当該職員のコンプライアンス意識の欠如にあると思われる。

当該職員は、事務処理が遅滞しながら遅滞を解消するための努力を怠り、上司等に相談することなく私費から生活保護費を支給し、その私費を補填するために生活保護費返還金等を着服し、さらにそれら一連の不正行為を隠蔽するために保護記録の改ざん等の公文書偽造や督促状・催告書の毀棄を行ったものである。

本事案の発生を踏まえ、改めて職員の公務員倫理意識の向上、平成21年厚生労働省通知※及び生活保護関連法令等についてのコンプライアンス意識向上の研修を強化し、職員の意識改革を図り、併せて査察指導員等による所属職員等への指導体制や支援体制について、より一層の強化を図るなど、組織全体として適正な事務が行われるように、適正な管理体制の構築に取り組んでいただきたい。

② 公文書偽造等を行った場合の内部統制体制の脆弱性

今回の事案では、保護記録に事実と異なる虚偽を記載したことにより、不適正な事務処理の発見が遅れた。

生活援護課においては、保護記録回付を通して査察指導員を中心に進捗管理・指導を行い、査察指導台帳により定期的に進捗管理されているところであるが、本事案の発生を踏まえ、地区担当ケースワーカー1人に任せるのではなく、正副担当による複数体制での対応など事務執行体制の見直しや更なる査察指導員等による指導強化、再発防止に係る有効なマニュアルの整備等により、二度とこのような事案が起きないよう内部統制体制の見直しを行っていただきたい。

※ 平成21年厚生労働省通知について

「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、

- ① 現業員の事務の範囲（保護担当と経理担当の事務の分離）、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備すること
- ② 生活保護費の窓口払が行われている実施機関については、窓口払の必要性を検討し、可能な限り縮減を図ること、現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図ること
- ③ 査察指導員等による現業員の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底すること（内部牽制が有効に機能しているか）
等が示されている。

第8 意見

生活保護行政の運営については、厚生労働省の通知や、熊本県の生活保護業務指導、また、本市においては、各課等に対し「公金取扱い事務のチェック体制の強化について」や、「不祥事の再発防止について」の依命通達、定期監査報告において、現金の取扱いやチェック体制の強化などの指摘・指導が行われていた。

このように再三にわたり、通知・指導等が行われていたにもかかわらず生活援護課においては遵守されていなかった。

今回、このような事案が発生したことは、職員として断じて許されない重大な非違行為であり、市民の信用を大きく失墜させ、社会福祉行政の根幹をなす生活保護制度を揺るがすものである。

生活保護を担当するケースワーカーの現金取扱いについては、被保護者が高齢や病気等の理由で、自ら金融機関に向くことが困難であるなど、真にやむを得ない場合も想定されるが、同様の事案が発生した自治体において預り証の発行を一切取りやめた事例もあり、再度、現金取扱いの必要性について検討する必要があると思われる。

今回の着服等については、当該職員の地方公務員としての倫理観の欠如が最大の要因ではあるが、査察指導員等による進捗管理・指導に加えて、複数体制での事務執行、現金管理・公印管理についての相互牽制、保護担当と給付担当の事務分離が厳格に行われていれば、着服の早期発見のみならず、着服に至る以前の私費からの支給の段階で発見し、着服を未然に防ぐことができた可能性もある。

今回の着服事案が発生したことに鑑み、公金等を取り扱う職員は、これまで以上にその重要性を認識し、自分が果たす任務と責任を自覚して事務を行っていただきたい。また、管理監督者は常に危機管理意識を持ち、所管業務に潜在するリスクを洗い出し、組織全体として適正な事務が行われるように内部統制体制を整え、適正な管理体制の構築に取り組みされるよう要望する。